

税務相談会のお知らせ

年が明ければ、まもなく確定申告の時期を迎えます。
本年度も商工会各支所では税理士さんを招聘して税務相談会
(決算・所得税・消費税ほか税務全般)を開催いたします。
ご希望の方は商工会各支所までお申し込み下さい。
支所によって日程・時間帯が違いますのでご注意下さい。



相談時 ご持参いただくもの

- 前年度(平成24年)の申告書・決算書
- 税務署から送付された平成25年の決算書・申告書・消費税申告書(対象者のみ)
- 年金受給・給与所得がある方 それぞれの源泉徴収票
- 社会保険証明書 厚生保険・年金、国民年金、国民年金基金、国民健康保険料
- 減価償却資産 建物、建物付属設備、構築物、機械、車両運搬具、工具器具・備品
で平成25年1月1日～12月31日の間に取得し、その価格が10万円以上のもの～ 取得価格・下取り価格が確認できる契約書
- 各種証明書 生命保険証明書(一般生命・介護医療・個人年金)、地震保険証明書、
小規模企業共済証明書

◆◆◆ 相談会日程 ◆◆◆

- 豊浦町支所：下記2回 いずれも午後2時～午後4時
◆平成26年 2月25日(火) および 3月4日(火)
- 豊北町支所：下記1回 午前10時～午前12時
◆平成26年 3月7日(金)
- 豊田町支所：下記2回 いずれも午後2時～午後4時
◆平成26年 2月19日(水) および 3月5日(水)
- 菊川町支所：下記1回 午後2時～午後4時
◆平成26年 3月6日(木)

消費税増税等に関する個別税務相談は、別紙にてご案内いたします。

・・・ 詳細は各支所にお問い合わせ下さい・・・

● 会員事業所情報 提供のご案内 ●

会員皆さんのチラシやパンフレット等を「商工会報」発行時に配布いたします。

- 配布するチラシ等は、事業所にてご用意下さい。
- 配布先は、下関市商工会 全会員事業所です。(約1,100枚)
- 年3回の「商工会報」発行時のみの配布(受付)となります。
- 詳細は各支所へお問い合わせ下さい。

下関市商工会は

あらゆるニーズに対応します

豊浦町支所 083-772-0625

豊北町支所 083-782-0147

豊田町支所 083-766-1119

菊川町支所 083-287-0204

会 報

下関市商工会 083-772-0625

第19号

発行日
平成25年12月27日



目次

■年末のご挨拶 会長 杉井幸太郎	1
■会員親睦交流会の ご案内	
■税務情報 消費税率の引き上げ にともなう納税額試算表(簡易課税制度)	2
■労働情報 ・山口県の最低賃金 ・雇用関係助成金制度	3
■税務相談会の お知らせ ■会員事業所情報 提供のご案内	4

お知らせ

- 今後も会報で実施事業の周知および各種改正等のお知らせをします。
- 年間に3回の会報発行を予定しています。

年末のご挨拶

会長 杉井 幸太

2013年も残すところ僅かとなりました。

安倍晋三首相が進める経済政策「アベノミクス」によって株価や有効求人倍率などの経済指標は改善してきていますが、「景気回復を実感していない」と回答したのは81.0%と相変わらず高い水準で推移し、アベノミクスの成果が国民に行き渡っていない状況を示しています。旧郡部においては尚更の感があります。ただ飲食店では忘年会の予約数が昨年よりも数が増えていると聴きます。多少なりとも心にゆとりが出来てきたのでしょうか。

消費税は、来年4月に8%となり、1年半後の平成27年10月には10%となります。10%導入後時期は明示されていませんが、軽減税率を導入するとされています。軽減税率が適用される品目も気になるところですが、実際に軽減税率が導入されると、事務処理が煩雑になるという問題があります。日本は中小企業のIT化が進んでいません。このため複雑な処理に対応できない会社も多く、多くの混乱が予想されています。中小零細企業に至っては混乱以前の問題です。軽減税率導入の時期は、導入を決定してから1年程度の準備期間を置くべきだとされています。

さて、年が明けると初詣にいらっしゃる方も多いと思います。皆様はどちらにおいでになるでしょうか。全国的には、東京の明治神宮、千葉の成田山、神奈川の川崎大師、東京の浅草寺、京都の伏見稲荷神社が五傑となっています。県内では下関市の住吉神社、同じく赤間神宮、宇部市の琴崎八幡宮、防府市の防府天満宮、周南市の遠石八幡宮が五傑のようです。

同封しております会員交流会のご案内ですが、会員が一堂に会する絶好の機会です。積極的なご参加をお待ちしています。

最後になりましたが、会員の皆様、ご家族の皆様のご健康ご多幸を祈念し年末のご挨拶とさせていただきます。

では、皆様良い年をお迎え下さい。

下関市商工会 会員親睦交流会

平成26年 1月25日(土) 17:00～

豊北町 ホテル西長門リゾート

平成26年1月7日(火)より各支所で受け付けます。(先着200名)

詳細は、別紙または各支所へお問い合わせ下さい。

■税務情報

消費税率の引上げにともなう納税額試算表

（簡易課税制度を選択している場合）

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられます。
この表は、簡易課税制度を選択している場合の納税額を試算しています。税込課税売上高が平成25年分とほぼ同額であれば、税率引上げ後の納税額はおおよそ1.6倍になります。
消費税は延納制度がなく、納期限までに一括して納税します。納税準備預金など、事前準備を心がけて下さい。
なお前年の年税額(地方消費税分を含む)が60万円を超える方は中間申告と納税が必要になります。

事業区分 (みなし仕入率)		第1種事業 (90%)	第2種事業 (80%)	第3種事業 (70%)	第4種事業 (60%)	第5種事業 (50%)
該当する事業		卸売業	小売業	農業 漁業 建設業 製造業等	飲食店業等	不動産業 運輸業 通信業 理美容業等
税込課税売上高	税率	納税額（上段 5%、下段 8%）				
1,000万円	5%	47,500円	95,100円	142,700円	190,300円	238,000円
	8%	74,000円	148,000円	222,100円	296,200円	370,300円
1,200万円	5%	57,100円	114,200円	171,300円	228,500円	285,600円
	8%	88,700円	177,600円	266,500円	355,400円	444,300円
1,400万円	5%	66,600円	133,200円	199,800円	266,600円	333,200円
	8%	103,600円	207,300円	311,000円	414,700円	518,400円
1,600万円	5%	76,100円	152,300円	228,500円	304,700円	380,800円
	8%	118,400円	236,900円	355,400円	474,000円	592,500円
1,800万円	5%	85,600円	171,300円	257,100円	342,700円	428,500円
	8%	133,200円	266,500円	399,800円	533,200円	666,500円
2,000万円	5%	95,100円	190,300円	285,600円	380,800円	476,100円
	8%	148,000円	296,200円	444,300円	592,500円	740,700円
2,200万円	5%	104,700円	209,500円	314,200円	419,000円	523,700円
	8%	162,900円	325,800円	488,700円	651,800円	814,700円
2,400万円	5%	114,200円	228,500円	342,700円	457,100円	571,300円
	8%	177,600円	355,400円	533,200円	711,000円	888,700円
2,600万円	5%	123,700円	247,500円	371,300円	495,100円	619,000円
	8%	192,500円	385,100円	577,600円	770,300円	962,900円
2,800万円	5%	133,200円	266,600円	399,800円	533,200円	666,600円
	8%	207,300円	414,700円	622,100円	829,500円	1,036,900円
3,000万円	5%	142,700円	285,600円	428,500円	571,300円	714,200円
	8%	222,100円	444,300円	666,500円	888,700円	1,111,000円
4,000万円	5%	190,300円	380,800円	571,300円	761,800円	952,300円
	8%	296,200円	592,500円	888,700円	1,185,100円	1,481,400円

（注1） 試算にあたっては該当する事業区分のみの取引を行っていることを前提としています。
（注2） 1年間を通じて税率が同じであることを前提としています。

■労働情報 ◆◆◆ 山口県の最低賃金 ◆◆◆

山口県で適用される最低賃金は、現在、次のとおり決定されています。常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の事業に適用される最低賃金が適用されます。
使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできませんのでご注意下さい。

最低賃金の名称	最低賃金	効力 発生の日	○山口県最低賃金は、山口県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ○下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。
	1時間		
山口県最低賃金	7 0 1 円	25.10. 10	

最低賃金の名称		最低賃金	効力 発生の日	特定（産業別）最低賃金から除外され、山口県最低賃金が適用されるもの	
		1 時 間		適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
特定 （産業別） 最低賃金	鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	8 3 3 円	25.12.15	◇高炉による製鉄業 ◇非鉄金属素形材製造業のうちの非鉄金属鍛造品製造業	◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ◇手作業による洗浄、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者 ◇倉庫番又は場内整理の業務に主として従事する者
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	7 6 0 円		◇自動車用ワイヤハーネス製造業 ◇民生用電気機械器具製造業 ◇医療用計測器製造業（ただし、心電計製造業は特定（産業別）最低賃金の適用有り。）	◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ◇手作業による洗浄、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者
	輸送用機械器具製造業	8 0 6 円		◇航空機・同付属製品製造業 ◇産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ◇その他の輸送用機械器具製造業（ただし、自転車・同部分品製造業は特定（産業別）最低賃金の適用有り。）	◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ◇手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは小型機械を用いて行うかしめ、簡易な組立、レッテル貼り、電線切断又は簡易な部分品の検査の業務に主として従事する者 ◇手工具又は小型手持動力機を用いて行う簡易なバリ取り又は面取りの業務に主として従事する者 ◇手作業による包装、箱詰め、シーリング、マスキング、塗布又は部分品若しくは材料の接着、仕分け若しくは取りそろえの業務に主として従事する者
	百貨店、総合スーパー	7 1 0 円	21.12.15		◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者

雇用関係助成金制度

「若年者・非正規雇用労働者」の採用や人材育成および企業内のキャリアアップに取り組んでいる事業主の皆さんを支援します。

●若者チャレンジ奨励金

35歳未満の非正規雇用の若者に訓練を実施して雇い入れる事業主

●キャリアアップ助成金

有期契約労働者等の非正規雇用労働者にキャリアアップ(正規雇用転換、人材育成、健康管理等)を行う事業主

事業主の皆さんがこれらの取り組みを実施することにより、労働者の士気、能力の向上等を通じた企業の生産性の向上、優秀な人材確保・定着が期待できます。
各施策を活用する上で必要な要件については、ハローワーク下関 求人企画部門(Tel 083-222-4031:部門コード 31#)にお問い合わせ下さい。